証券コード　8384
平成19年6月8日

株　主　各　位

東京都港区赤坂一丁目6番16号
株式会社東京スター銀行
取締役兼代表執行役頭取　　タッド・バッジ

第６期定時株主総会招集ご通知

拝啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申しあげます。

さて、当行第６期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご参照のうえ、平成19年6月25日（月曜日）午後5時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

【郵送による議決権の行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権の行使の場合】

パソコンまたは「iモード」、「EZweb」、「Yahoo!ケータイ」対応携帯電話から議決権の行使サイト（http://www.it-soukai.com または https://daiko.mizuho-tb.co.jp）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご記入ください。

インターネットによる議決権行使に際しては、後記59頁の「インターネットでの議決権行使について」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

なお、議決権行使書面とインターネットによる方法とを重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。また、同一の株主の方が複数回インターネットによる議決権行使を行った場合は、最後に行われたものを有効な議決権の行使としてお取扱いいたします。

敬　具

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（アドレス　http://www.tokyostarbank.co.jp）に掲載させていただきます。

記

１．日　　時　平成19年6月26日（火曜日）午前10時

２．場　　所　東京都港区赤坂一丁目12番33号
ANAインターコンチネンタルホテル東京
地下１階　プロミネンス
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．会議の目的事項

報告事項　１．第6期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第6期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

議　　案　取締役９名選任の件

以　上

（提供書面）

第６期 〔平成18年４月１日から 平成19年３月31日まで〕 事業報告

１　当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

（主要な事業内容）

当行及び当行子会社（以後、「当行グループ」という。）は、首都圏を主要な地盤とした金融機関であり、預金業務、貸出業務、為替業務のほかに投資信託や保険商品等の窓口販売業務、証券仲介業務、クレジットカード業務並びに債権管理回収業務等を通じて、幅広い金融商品・サービスを提供しております。

（金融経済環境）

当事業年度における経済情勢を振り返りますと、日本経済は緩やかに拡大しました。輸出は引き続き中国等海外経済が拡大する中で増加しており、国内においては高水準の企業収益を背景に設備投資が増加を続け、個人消費も底堅く推移しました。

金融情勢に目を向けますと、そうした日本経済の緩やかな拡大を背景に、日銀がゼロ金利政策を解除し、昨年７月、続いて今年２月に各々0.25％の利上げを行い、短期市場金利は0.5％へ引き上がりました。長期金利は、先行きの物価上昇期待が抑制されたことから１％台後半で落ち着いた動きになりました。一方、日経平均株価は、期初一旦14,000円台まで下げた後、上昇に転じて年度末には17,000円台へ回復しました。

（事業の経過及び成果）

（リテールバンキング業務）

リテールバンキング業務については、当行の企業フィロソフィーである「Financial Freedom（お客さまをお金の心配から解放すること）」を実現すべく、お客さまにゆったりした気分でご相談いただける「コーチング・ブース」を中心にデザインされた「ファイナンシャル・ラウンジ」、ＡＴＭ、インターネット、電話などの多様なチャネルを活用し利便性に優れたネットワークを増強する一方、高い商品開発力を維持して「ユニークな商品・サービス」の充実・強化に努めてまいりました。

たとえば、新商品については、仕組み預金として昨年10月には世界分散投資ができる「投資系外貨定期預金　一番どり」、12月には個人向け国債連動型定期預金「J＋（ジェイ・プラス）」の販売を各々開始し、高金利ニーズを捉えた商品の品揃えを充実いたしました。一方、個人向けローンについては、10月に自由返済型「スターフィット住宅ローン」の販売を開始しました。

また、昨年８月には住宅メーカーグループと新型リバースモーゲージ「充実人生」及び優遇金利による住宅ローンで提携し、シニア世代のリフォームと建替えの支援を開始しました。さらに、今年３月には株式会社エフアンドエムと銀行代理業務委託契約を締結し、４月より、エフアンドエムが当行の代理業者として住宅ローンや中小企業・個人事業向け融資等の金融サービスの提供を開始することを決定いたしました。

（コーポレートファイナンス業務）

コーポレートファイナンス業務については、「中小企業に対して、高い付加価値を有するソリューションを提供すること」を戦略の要とし、着実な成果を上げてまいりました。ノンリコースローンなどのストラクチャードファイナンスの手法を充実させる一方で、医療・福祉、環境、運輸業を戦略分野とし、これらの業種に対するソリューション提供のために、専門性の高い人員を配置してまいりました。

これら取組の成果として、医療分野では、昨年４月に経営支援業者及びハウスメーカーとの提携により、開業医向け医業用建物建築資金等のファイナンス、「ドクターハウスローン」を開発しました。環境分野でも、４月にエネルギーサービス事業に対して火力発電設備の買収資金としてプロジェクトファイナンスを、５月に首都圏最大級の産業廃棄物最終処分場へシンジケートローンをそれぞれ組成しました。

また、新たな業務として、11月には非預金等受入金融機関（モーゲージバンク）からの住宅ローン債権の買取業務を開始しました。

（預金）

預金残高は、当期末残高で１兆4,804億円となり、対前期比1,157億円の増加となりました。特に、個人預金については、安定的な増加により対前期比11.3％増加して１兆2,129億円となり、総預金に占める割合も81.9％となりました。

（貸出金）

リテールバンキングの積極的展開により住宅ローンを中心に個人ローンが堅調に増加したこと、プロジェクトファイナンス等の継続的展開や専門事業等への融資が増加したことから、貸出金の当期末残高は１兆1,690億円となり、対前期比1,371億円の増加となりました。

（有価証券）

有価証券については、効率性及び機動性等を考慮し運用した結果、当期末残高は3,186億円となり、対前期比472億円の増加となりました。

（為替取扱高）

内国為替業務は、当期中の取扱高が4兆1,379億円となりました。

また、外国為替業務は、当期中の取扱高が2,466百万ドルで、対前期比501百万ドルの増加となりました。

（営業所等）

銀行業を営む営業所としては、昨年７月には名古屋出張所を支店へ昇格させて同中心地、栄に名古屋支店ファイナンシャル・ラウンジとし、11月には東北地区で最大の経済都市である仙台に仙台支店ファイナンシャル・ラウンジを新規開設し、さらに今年３月には福岡出張所の店舗面積を拡張し支店へ昇格させて福岡支店ファイナンシャル・ラウンジを開設しました。これにより首都圏を中心に35本支店の充実したネットワークを構築しております。

また、昨年７月より株式会社サークルＫサンクスと業務提携し関東圏の同社コンビニ店舗において銀行引き出し手数料無料の「ゼロバンク」ＡＴＭサービスを開始し、ネットワークの充実・強化に努めました。

その他、子会社の２営業所を有しております。

（損益）

経常収益は、リテールバンキングの積極的な展開により個人ローンが大幅に増加したため、資金収益が対前期比48億円増加したこと、役務取引等収益が投資信託や個人年金保険等の販売が順調に伸びたことから対前期比19億円増加したこと等により対前期比73億円増加し、756億円となりました。一方、経常費用は、定期預金の増加等により預金利息が対前期比12億円増加したこと、業容拡大に伴い物件費等経費も対前期比36億円増加したこと等により対前期比57億円増加し、500億円となりました。以上により、経常利益は対前期比15億円増加し、255億円となりました。

特別利益は、前期には貸倒引当金が取り崩しとなったことによる取崩益37億円を計上しておりましたが、当期は繰入れであったこと等から、対前期比で43億円減少し14億円となりました。また、特別損失は対前期比6億円減少し1億円となりました。このため、税金等調整前当期純利益は、対前期比21億円減少し268億円となりました。当期純利益は161億円で、対前期比10億円の減少となりました。

（対処すべき課題）

当行グループの営業基盤の中心である首都圏は、多くの金融機関が激しい競争を展開する厳しいマーケットであります。お客さまのご要望や当行の提供すべきサービス等の面において、競合他行、あるいは首都圏以外を営業基盤とする地域金融機関とは、自ずと差異があるものと考えており、当行グループとしては、フルライン戦略とは一線を画し、個人リテール及び中小企業取引に重点的に経営資源を集中し、常にスピード感を持った経営を進めることにより他行との差別化を図りながら、引き続き高率の成長を追求してまいります。

また、昨年５月１日に施行された会社法に基づき、当行グループにおけるコーポレートガバナンス体制をより一層強化するとともに、金融商品取引法の施行を睨みつつ、財務報告に係る内部統制の充実化をさらに推進してまいります。そして、常に収益性を保ちながら市場のニーズに応えるため、多様なリスクを共通の枠組みに基づいて収益性を評価する管理体制の構築を目指してまいります。

さらに、お客さま及び社会全般からの信頼を得て、社会的信用を高めていくことが極めて重要なことであると認識し、高い倫理観に基づいた行動を心掛ける必要があると考えており、健全な業務を通じて揺るぎない信頼の確立を図るべく、全役職員が主体的かつ積極的にコンプライアンス態勢の強化に取組んでまいります。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ　企業集団の財産及び損益の状況

（単位：億円）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
連結経常収益	614	630	683	756
連結経常利益	256	227	240	255
連結当期純利益	145	145	171	161
連結純資産額	620	763	910	1,023
連結総資産	12,317	14,501	15,054	16,823

（注）1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 連結純資産額及び連結総資産の算定にあたり、平成18年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

ロ　当行の財産及び損益の状況

（単位：億円）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
預金	11,183	13,299	13,664	14,841
定期性預金	7,993	9,372	9,429	9,403
その他	3,189	3,926	4,234	5,437
長期信用銀行債等	－	－	－	－
社債（長期信用銀行債等を除く。）	30	30	30	555
貸出金	6,910	8,606	10,255	11,649
個人向け	2,575	3,065	3,922	4,630
中小企業向け	3,064	4,717	5,621	5,926
その他	1,270	823	711	1,092
商品有価証券	0	0	0	0
有価証券	3,716	3,645	2,766	3,235
国債	1,711	1,872	1,270	1,657
その他	2,005	1,773	1,495	1,578
総資産	12,260	14,440	15,045	16,833
内国為替取扱高	39,231	45,720	39,987	41,379
外国為替取扱高	2,767百万ドル	2,256百万ドル	1,965百万ドル	2,466百万ドル
経常利益	24,651百万円	22,059百万円	22,174百万円	21,717百万円
当期純利益	13,806百万円	13,175百万円	16,695百万円	15,595百万円
１株当たりの当期純利益	98,618円16銭	94,113円98銭	23,850円06銭	22,279円33銭

（注）１．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
２．総資産の算定にあたり、平成18年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
３．平成17年９月１日付で、株式１株につき５株の株式分割を行っております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当年度末		前年度末	
	銀行業	その他	銀行業	その他
使用人数	1,037人	72人	933人	84人

（注）使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ　銀行業

（イ）当行の主要な営業所及び営業所数

国内：本店、横浜支店、千葉支店、仙台支店、名古屋支店、大阪支店、福岡支店、ほか28店（当年度末合計35店、前年度末34店）

海外：該当ありません。

（ロ）当行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行業以外の主要業務
株式会社エフアンドエム	大阪府吹田市	アウトソーシング等のサービス業

（ハ）当行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

ロ　その他

株式会社ＴＳＢキャピタル　　本社（東京都新宿区）

ＴＳＢ債権管理回収株式会社　　本社（東京都港区）

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ　設備投資の総額

（単位：百万円）

	銀行業	その他	合　計
設備投資の総額	1,968	52	2,020

ロ　重要な設備の新設等

（単位：百万円）

業務区分	内　容	金　額
銀行業	（新設）名古屋支店	206
	（新設）福岡支店	223
	（新設）仙台支店	147
	（新設）ソフトウェア開発および購入	1,102
	（改修）本館	100
	（売却）厚木倉庫	――――――

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ　親会社の状況

該当ありません。

ロ　子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
				百万円	%	
株式会社ＴＳＢキャピタル	東京都新宿区	貸金業、クレジットカード業務	昭和54年12月１日	500	100	
ＴＳＢ債権管理回収株式会社	東京都港区	債権管理回収業	平成９年１月17日	500	100	

重要な業務提携の概況

１．第二地銀協地銀46行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。

２．第二地銀協地銀46行、都市銀行６行、信託銀行４行、地方銀行64行、信用金庫288金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合145組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連911（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。

３．第二地銀協地銀46行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。

４．郵貯との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2　会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

（年度末現在）

氏　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
大　橋　　宏	取締役会長 指名委員会委員		
タッド・バッジ	取締役兼代表執行役頭取 最高経営責任者（ＣＥＯ）	ハワイアンホールディングスインク 社外取締役	
ロバート・エム・ベラーディ	取締役兼代表執行役 最高マーケティング責任者（ＣＭＯ） リテールバンキングビジネスリーダー		
入　江　　優	取締役兼代表執行役 最高経営管理責任者（ＣＡＯ） コーポレートアドミニストレーショングループリーダー		
寺　澤　芳　男	取締役 報酬委員会委員		
椎　名　武　雄	取締役（社外役員）	日本アイ・ビー・エム株式会社　最高顧問 ＨＯＹＡ株式会社 社外取締役 メルシャン株式会社 社外取締役 ヤマト科学株式会社 社外取締役 株式会社十六銀行　社外監査役 パシフィックゴルフインターナショナルホールディングス株式会社 社外監査役	

氏　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
エリス・ショート	取締役（社外役員） 報酬委員会委員長、指名委員会委員	ローン・スター・グローバル・アクイジッションズ・リミテッド プレジデント ローン・スター・キャピタル・インベストメンツ・エス・エーアール・エル マネージャー（注１）	
ジャン・クロード・スクレア	取締役（社外役員） 指名委員会委員長、報酬委員会委員	ジェーシーエス・ストラテジーズ・インク プレジデント トライアングル・グロウス・キャピタル・ワン・インク チェアマン　アンド　ディレクター	
辻　　康　　義	取締役（社外役員） 監査委員会委員長		
田　　近　　耕　　次	取締役（社外役員） 監査委員会委員	公認会計士 株式会社村田製作所 社外取締役 野村ホールディングス株式会社　社外取締役 住友商事株式会社　社外監査役	（注２）
志　　田　　至　　朗	取締役（社外役員） 監査委員会委員	志田至朗法律事務所 弁護士	
木　　下　　茂　　樹	執行役 信用リスクマネジメントグループリーダー（辞任時）		平成19年１月31日辞任

氏　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
三　井　誠	執行役 バーチャルバンキンググループリーダー		
村　山　豊	執行役 最高情報責任者（ＣＩＯ） ＩＴグループリーダー		
守　谷　泰	執行役 コーポレートファイナンスビジネスリーダー		
ケビン・ホフマンースミス	執行役 最高財務責任者（ＣＦＯ） ファイナンスグループリーダー、コーポレートクレジットリスクマネジメントグループ担当、リテールリスクマネジメントチーム担当		
廣　瀬　剛	執行役 オペレーショングループリーダー		
ジョン・デスーザ	執行役 リテールプロダクツグループリーダー		
デイビット・ストック	執行役 リテールセールスグループリーダー		

（注１）ローン・スター・キャピタル・インベストメンツ・エス・エーアール・エルは、当行の銀行主要株主であるローン・スター・グローバル・ホールディングス・リミテッドの子会社であり、かつ当行の大株主であるエルエスエフーティーエス・ホールディングス・エス・シー・エイ及びエルエスエフ・トウキョウ・スター・ホールディングス・エス・シー・エイの株式をそれぞれ99.99%所有しております。

（注２）監査委員会委員田近耕次氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

（単位：百万円）

区　分	報酬等
取　締　役	687（うち報酬以外254）
執　行　役	647（うち報酬以外221）
計	1,335（うち報酬以外475）

（注）１．執行役を兼ねる取締役に対する報酬等は、取締役欄に記載しております。

２．上記のうち退職慰労金及び役員賞与金

退職慰労金　取締役 －百万円、執行役 －百万円

役員賞与金　取締役145百万円、執行役182百万円

３．上記のほか、執行役に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行しております。その内容は、５(1) に記載しております。

４．会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針の概要

報酬委員会が以下のとおり方針を決定しております。

確定金額部分については、取締役は常勤・非常勤の別、執行役は代表権の有無、功績・実績その他当行への貢献度、マーケットにおける同業種の水準等を、また、不確定金額については、当行の業績、功績・実績その他当行への貢献度、マーケットにおける同業種の水準、当行の株式又は新株予約権の付与状況等を考慮いたします。また、職務を果たす上で特別の負担となりうる費用については、功績・実績その他当行への貢献度、就任の事情等を考慮いたします。

3　社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼任その他の状況

２(1) に記載のとおりであります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
椎　名　武　雄	平成13年6月より5年10ヵ月	取締役会7回開催中6回出席	取締役会において、必要に応じ、経験豊富な経営者の観点及び他社社外取締役等としての実績と識見から発言、助言を行っております。
エリス・ショート	平成14年10月より4年6ヵ月	取締役会7回開催中6回出席	取締役会において、外国企業における経営者としての経験を踏まえた発言を行っております。
ジャン・クロード・スクレア	平成14年11月より4年5ヵ月	取締役会7回開催中6回出席	取締役会において、必要に応じ、経験豊富な経営者の観点から発言、助言を行っております。
辻　康　義	平成13年6月より5年10ヵ月	取締役会7回開催中全7回出席 監査委員会11回開催中全11回出席	取締役会等において、長年の株式会社日本長期信用銀行（現新生銀行）での銀行実務の経験に基づき、当行の企業統治・信用リスク等に関して必要かつ適切な発言、助言を行っております。
田　近　耕　次	平成13年6月より5年10ヵ月	取締役会7回開催中全7回出席 監査委員会11回開催中全11回出席	取締役会等において、監査法人トーマツでの代表社員及び他社社外取締役等としての実績と識見から当行の企業統治等に関して必要かつ適切な発言、助言を行っております。
志　田　至　朗	平成13年6月より5年10ヵ月	取締役会7回開催中全7回出席 監査委員会11回開催中全11回出席	取締役会等において、主に弁護士としての専門的見地から当行の企業統治等に関して必要かつ適切な発言、助言を行っております。

(3) 責任限定契約

氏　名	責任限定契約の内容の概要
椎　名　武　雄	当行との間で、会社法第423条第1項による損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。
エリス・ショート	同　上
ジャン・クロード・スクレア	同　上
辻　康　義	同　上
田　近　耕　次	同　上
志　田　至　朗	同　上

(4) 社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

	銀行から受けている報酬等	銀行の親会社等から受けている報酬等
報酬等の合計	65	―

4　当行の株式に関する事項

(1) 株式数　発行する株式の総数　　2,800千株

　　発行済株式の総数　　700千株

(2) 当年度末株主数　　34,446名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
エルエスエフーティーエス・ホールディングス・エス・シー・エイ	238千株	34.05%
エルエスエフ・トウキョウ・スター・ホールディングス・エス・シー・エイ	238	34.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	10	1.55
ザ　チェース　マンハッタン　バンク　エヌエイ　ロンドン　エス　エル　オム　ニバス　アカウント	10	1.53
ティーエスビー・マネジャー・エル・エル・シー	10	1.53
ドイチェ　バンク　トラスト　カンパニー　アメリカズ	8	1.23
バンク　オブ　ニューヨーク　ジーシーエム　クライアント　アカウンツ　イーアイエスジー	7	1.13
ゴールドマン・サックス・インターナショナル	5	0.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5	0.80
ロバート・エム・ベラーディ	5	0.71

（注）１．持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。

　　２．持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5　当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

<table>
<tr><th></th><th>新株予約権等の内容の概要</th><th>新株予約権等を有する者の人数</th></tr>
<tr><td>取締役及び執行役（社外役員を除く。）</td><td><table>
<tr><td>新株予約権の目的となる株式の種類</td><td>普通株式</td></tr>
<tr><td>新株予約権の目的となる株式の数</td><td>2,085（株）</td></tr>
<tr><td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額</td><td>440,843円</td></tr>
<tr><td>新株予約権の行使期間</td><td>平成19年７月１日から平成22年６月30日まで</td></tr>
<tr><td>新株予約権の行使の条件</td><td>各新株予約権の一部行使はできないものとする</td></tr>
<tr><td>新株予約権の消却の事由</td><td>該当ありません</td></tr>
<tr><td>新株予約権の消却の条件</td><td>該当ありません</td></tr>
<tr><td>新株予約権の有利な条件の内容</td><td>新株予約権を無償で発行</td></tr>
</table></td><td>4名</td></tr>
<tr><td>社外取締役</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当ありません。

6　会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

（単位:百万円）

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等		その他
新日本監査法人 指定社員　内田　満雄 指定社員　志村　さやか	公認会計士法第２条第１項に規定する業務に基づく報酬	61	（注）
	非監査業務の報酬	－	
	合　計	61	

（注）１．当該報酬には、会社法上の会計監査人報酬のほか、証券取引法上の監査報酬が含まれております。

２．当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

60百万円

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

① 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、これを解任いたします。

また、監査委員会は、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、会計監査人の不再任を株主総会に提案いたします。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当行は、銀行業としての公共性に鑑み、経営の健全性維持の観点から、経営体質の強化､内部留保の充実に努め、安定的な配当を実施していくことを基本方針としております。

7　財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

８　業務の適正を確保する体制

(1) 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

取締役会で制定する監査委員会規則に必要な手当てを行い、監査委員会の効率的な業務遂行のために監査委員会事務局を設置して専任者（事務局長）１名を置いています。必要があれば、監査委員会の職務を補助すべき取締役の選任も可能としています。

(2) (1)記載の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

専任者の選任・更迭に関しては監査委員会の事前の同意を得て、取締役会の決定を必要とするなど執行役からの独立性を確保しています。

(3) 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する事項

執行役・使用人からの報告に関する規定を監査委員会規則に定めています。また、執行役規則において、執行役に対し、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合の監査委員に対する報告義務を課す等の対応を行っています。

(4) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会規則において、監査委員は監査委員会規則に定める調査権・報告権の行使の一環として、内部監査部門長に適切な指示ができる旨及び内部監査部門長は内部監査の結果の要領及び監査等を通じて知った重要な懸念事項等をすみやかに監査委員会に報告するべき旨を定め、内部監査部門との連携を明確にしています。

(5) 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会で制定した執行役規則において、執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することが必要である旨を明確にして、各執行役に対して適正な業務執行を義務付けています。また、執行役が業務執行に係る事項を決裁する際には、原則としてコンプライアンスチームによるコンプライアンスチェックと法務チームによるリーガルチェック（必要に応じて顧問弁護士の意見を取得しています。）を受ける必要があり、この二つのチェックを通じて適切な業務執行を確保するよう努めています。

(6) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行役規則において、執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する定めを置き、各執行役に対して職務執行に係る情報の保存等に係る義務を課しています。また、執行役会で定める執行役等決裁規程によって、執行役が業務執行に係る意思決定を行う場合の決裁手続の内容を定め、また、文書管理規程を定めるなどしています。

(7) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会の定める市場性リスク管理の基本ポリシー、流動性リスク管理の基本ポリシー、コンティンジェンシー・プラン基本ポリシー、事務リスク管理基本ポリシー、システムリスク管理ポリシー、クレジット・ポリシー等の各種リスクに係るポリシーによって、リスクの内容を明確にし、その担当部署、リスク対策等を定めています。また、新商品委員会、クレジット・リスク・コミッティー、ＡＬＭ委員会、オペレーショナルリスクマネジメント委員会等を設置して、各種リスクへの対応を図っています。さらに、統合リスクマネジメントチームにおいて、各リスクを網羅的・体系的に管理しています。

(8) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役規則において代表執行役頭取の権限等を明らかにし、また、同規則別表にて各執行役の担当所管を明確にするなど、業務執行が効率的になされるようにしています。なお、具体的な業務執行に関しましては、執行役会で定める業務分掌ポリシーにおいて、当行の業務執行にかかる組織構成及び各組織の分担する業務内容を明確に定めて円滑な業務執行がなされるようにしています。

(9) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会で定めるコンプライアンス基本ポリシーを軸として使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を構築しています。また、当行では内部通報制度を採用していますが、本制度の採用は適正な業務運営の強化に役立てるものです。

(10) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役会にて、当行を含む当行企業集団における業務の適正を確保するために必要な基本ポリシーとして「東京スター銀行企業集団の業務の適正を確保するための基本ポリシー」を制定し、銀行業を営む当行の企業集団における内部統制の整備及び充実並びに適切な実施のための基本方針を明らかにしています。また、当行は、いわゆる異業種の銀行業参入という形で設立された経緯を踏まえ、銀行業開始当初から取引監査委員会を設置し、主要株主等との取引がアームズレングスルールに反することがないようにチェックする体制を整備し、公正な取引の確保に努めています。

９　会計参与に関する事項

該当ありません。

10　その他

該当ありません。

連結貸借対照表

（平成19年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	74,516	預金	1,480,455
コールローン	45,817	外国為替	30
買入金銭債権	41,645	社債	55,500
商品有価証券	6	その他負債	39,352
金銭の信託	3,624	賞与引当金	1,652
有価証券	318,679	役員賞与引当金	1,086
貸出金	1,169,024	役員退職慰労引当金	54
外国為替	1,261	利息返還損失引当金	16
その他資産	17,778	負ののれん	2
有形固定資産	11,164	支払承諾	1,871
建物	3,572	負債の部合計	1,580,022
土地	5,957	（純資産の部）	
建設仮勘定	0	資本金	21,000
その他の有形固定資産	1,633	資本剰余金	19,000
無形固定資産	5,234	利益剰余金	64,046
ソフトウェア	3,074	株主資本合計	104,046
その他の無形固定資産	2,160	その他有価証券評価差額金	△98
繰延税金資産	13,198	繰延ヘッジ損益	△1,624
支払承諾見返	1,871	評価・換算差額等合計	△1,723
貸倒引当金	△21,478	純資産の部合計	102,322
資産の部合計	1,682,345	負債及び純資産の部合計	1,682,345

連結財務諸表の作成方針

1　連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等　　２社

会社名

株式会社ＴＳＢキャピタル

ＴＳＢ債権管理回収株式会社

なお、相和ビジネス株式会社他１社は、清算により除外しております。

(2) 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

2　持分法の適用に関する事項

該当ありません。

3　連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

３月末日　　２社

4　連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

5　のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、５年間の均等償却を行っており、金額的に重要性がない場合は、発生時の損益としております。

連結貸借対照表注記

1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2．商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
3．有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4．デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5．当行の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：８年～50年
動産：２年～20年

連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。
6．無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結される子会社で定める利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。
7．社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。
8．外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9．他の金融機関より取得した貸出金に係る会計処理については、証書貸付及び割引手形等は、取得価額で連結貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額の差額である取得差額は、実質的な回収期間にわたり債権金額に比例して償却しております。当座貸越及び手形貸付等は債権金額で計上し、取得差額については負債に計上し、総額で実質的な回収期間にわたり定額償却しております。なお、破綻懸念先債権及び実質破綻・破綻先債権については取得価額で計上し、取得差額の償却を実施しておりません。
10．当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

また、破綻懸念先及び下記22．の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率等で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。また、当連結会計年度の貸倒引当金繰入額は、償却原価法の適用により毎期収益に計上される取得差額に含まれていた信用リスク相当額として、連結損益計算書上、対応する収益勘定と直接相殺して表示しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,651百万円であります。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

11. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
12. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
13. 役員退職慰労金は、従来、支給時に費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号）の改正に伴い、当連結会計年度から、当該連結会計年度末における要支給見込額を役員退職慰労引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は54百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益は同額減少しております。
14. 利息返還損失引当金は、「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会報告第37号）が平成18年９月１日以後終了する中間連結会計期間が属する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から、連結される子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、返還見込額を合理的に見積もり計上しております。これにより、その他経常費用は16百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益は同額減少しております。
15. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
16. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。
17. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。
18. 有形固定資産の減価償却累計額　　4,059百万円
19. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、備品、車輌及び事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

20．貸出金のうち、破綻先債権額は805百万円、延滞債権額は20,451百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
21．貸出金のうち、３ヵ月以上延滞債権額は２百万円であります。
なお、３ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
22．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は14,261百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
23．破綻先債権額、延滞債権額、３ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は35,521百万円であります。
なお、上記20．から23．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
24．ローン・パーティシペーションで、平成７年６月１日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第３号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は、69百万円であります。
また、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、5,216百万円であります。
25．手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、862百万円であります。
26．担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券　　24,085百万円
担保資産に対応する債務
預金　　3,171百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券等33,600百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は2,295百万円であります。
27．社債には、劣後特約付社債15,500百万円が含まれております。
28．１株当たりの純資産額　　146,175円53銭
「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号平成14年９月25日）が平成18年１月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、１株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ１株当たりの純資産額は2,321円12銭減少しております。

29．有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。以下、32．まで同様であります。

売買目的有価証券

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	6	△0

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額（百万円）	評価差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
株式	483	1,287	804	804	－
債券	187,203	186,569	△633	6	640
国債	166,316	165,710	△605	0	606
地方債	609	603	△5	0	5
社債	20,277	20,255	△22	6	28
その他	74,457	74,161	△337	322	660
合計	262,143	262,018	△166	1,134	1,300

「その他」の評価差額のうち複合金融商品としてその全体を時価評価し、評価差額を当連結会計年度の損益に計上したものは除いております。

なお、上記の評価差額から繰延税金資産67百万円を差し引いた額△98百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

30．当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
その他有価証券	35,955	716	73

31．時価のない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	連結貸借対照表計上額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	2,163
社債（事業債）	53,773
その他の証券	723

32．その他有価証券のうち満期があるものの期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	１年以内 （百万円）	１年超５年以内 （百万円）	５年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債券	92,362	120,564	19,592	7,823
国債	84,958	65,086	7,842	7,823
地方債	4	499	100	－
社債	7,400	54,979	11,649	－
その他	4,616	29,907	27,696	－
合計	96,979	150,472	47,288	7,823

33．金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	3,624	△16

34．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、145,429百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が98,597百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

35．「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第５号平成17年12月９日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第８号平成17年12月９日）が会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年４月28日）により改正され、平成18年４月１日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本および評価・換算差額等に区分のうえ、表示しております。なお、当連結会計年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は103,947百万円であります。

(2) 純額で「繰延ヘッジ損失」として「その他資産」に計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

(3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(4) 「動産不動産」については、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

① これにより、従来の「動産不動産」中の「建物土地動産」については、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」として、また「建設仮払金」については「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。また、「動産不動産」中の保証金権利金のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」に、保証金は、「その他資産」として表示しております。

② 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

(5) 負債の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、負債の部の「負ののれん」に含めて表示しております。

36. 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第20号平成18年９月８日）が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。

37. 「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第８号平成17年12月27日）および「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号平成17年12月27日）が会社法の施行日以後に付与されるストック・オプション、自社株式オプションおよび交付される自社の株式について適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準および適用指針を適用しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。

38. 「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成15年10月31日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号平成17年12月27日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号平成17年12月27日）が平成18年４月１日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から各会計基準および同適用指針を適用しております。

39. 当行は、平成14年３月期から同16年３月期までの法人所得税（法人税、住民税及び事業税）について東京国税局の調査を受け、かかる調査に基づき、主に営業譲受に係る買取債権の債権金額と実際の取得価額との差額の償却から生じる利益の認識額及び認識の時期の相違（東京国税局は、税務上利益認識すべき額が異なるか、又はより早期に認識すべきであったとする。）から更生処分を受け、平成17年６月29日に同通知書を受領しました。その処分内容は、３期分を合計して8,801百万円の追徴課税、および1,685百万円の加算税および延滞税の支払いを求めるものとなっております。

当行は、更なる加算税および延滞税の負担を避けるべく、今回処分を受けた追徴課税、加算税および延滞税の全額の納付を済ませておりますが、当行としては、当該償却利益の取扱いは、会計および税務上適切なものであったと考えており、平成17年８月26日に国税不服審判所に対する審査請求を行っております。

連結損益計算書

（平成18年４月１日から
平成19年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
経常収益		**75,643**
資金運用収益	**51,485**	
貸出金利息	41,913	
有価証券利息配当金	6,106	
コールローン利息	637	
預け金利息	117	
その他の受入利息	2,711	
役務取引等収益	**12,939**	
その他業務収益	**3,622**	
その他経常収益	**7,595**	
経常費用		**50,054**
資金調達費用	**9,361**	
預金利息	8,978	
譲渡性預金利息	2	
コールマネー利息	0	
債券貸借取引支払利息	0	
借用金利息	0	
社債利息	378	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	**3,642**	
その他業務費用	**310**	
営業経費	**31,253**	
その他経常費用	**5,485**	
貸倒引当金繰入額	753	
その他の経常費用	4,732	
経常利益		**25,588**
特別利益		**1,410**
固定資産処分益	121	
償却債権取立益	1,289	
特別損失		**122**
固定資産処分損	90	
減損損失	11	
その他の特別損失	20	
税金等調整前当期純利益		**26,876**
法人税、住民税及び事業税		10,674
法人税等調整額		93
当期純利益		**16,108**

連結損益計算書注記

１．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
２．１株当たり当期純利益金額　　23,012円13銭
３．「その他経常収益」には、買取債権回収益4,778百万円を含んでおります。
４．「その他の経常費用」には、貸出金償却4,351百万円を含んでおります。

連結株主資本等変動計算書

（平成18年４月１日から
平成19年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
前連結会計年度末残高	21,000	19,000	51,437	91,437
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当	－	－	△3,500	△3,500
当期純利益	－	－	16,108	16,108
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	－	－	－	－
当連結会計年度変動額合計	－	－	12,608	12,608
当連結会計年度末残高	21,000	19,000	64,046	104,046

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
前連結会計年度末残高	△432	－	△432	91,005
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当	－	－	－	△3,500
当期純利益	－	－	－	16,108
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	333	△1,624	△1,291	△1,291
当連結会計年度変動額合計	333	△1,624	△1,291	11,317
当連結会計年度末残高	△98	△1,624	△1,723	102,322

連結株主資本等変動計算書注記

1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．発行済株式の種類および株式数並びに自己株式の種類および株式数は、次のとおりであります。

（単位：千株）

	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘　要
発行済株式					
普通株式	700	－	－	700	
種類株式	－	－	－	－	
合　計	700	－	－	700	
自己株式					
普通株式	－	－	－	－	
種類株式	－	－	－	－	
合　計	－	－	－	－	

3．発行している新株予約権及び自己新株予約権に関する事項は、次のとおりであります。

区　分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)	摘　要
			前連結会計年度末	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当　行	ストック・オプションとしての新株予約権	―					－	（注）
連結子会社・子会社法人等（自己新株予約権）	－	―					－	
合　計							－	

（注）旧商法第280条ノ20および第280条ノ21に基づき発行したものであります。

４．当行の配当については、次のとおりであります。

当連結会計年度中の配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額	１株当たりの金額	基　準　日	効力発生日
平成18年５月26日 取　締　役　会	普通株式	3,500百万円	5,000円	平 成 18 年 3 月 31 日	平 成 18 年 5 月 26 日
合　　計	－	3,500百万円	－	－	－

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

決　　議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	１株当たりの金額	基 準 日	効力発生日
平成19年 ５月25日 取締役会	普通株式	3,500百万円	その他利益剰　余　金	5,000円	平 成 19 年 3 月 31 日	平 成 19 年 6 月 11 日

５．「株主資本等変動計算書に関する会計基準」（企業会計基準第６号平成17年12月27日）および「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第９号平成17年12月27日）が会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準および適用指針を適用し、従来の連結剰余金計算書に替えて連結株主資本等変動計算書を作成しております。

第６期末（平成19年３月31日現在）貸　借　対　照　表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	**71,894**	**預金**	**1,484,137**
現金	51,217	当座預金	6,941
預け金	20,676	普通預金	473,080
コールローン	**45,817**	貯蓄預金	1,027
買入金銭債権	**41,645**	通知預金	3,780
商品有価証券	**6**	定期預金	940,248
商品国債	6	定期積金	101
金銭の信託	**3,624**	その他の預金	58,957
有価証券	**323,599**	**外国為替**	**30**
国債	165,710	未払外国為替	30
地方債	603	**社債**	**55,500**
社債	74,028	**その他負債**	**38,163**
株式	8,444	未決済為替借	671
その他の証券	74,811	未払法人税等	5,170
貸出金	**1,164,946**	未払費用	20,867
割引手形	862	前受収益	1,529
手形貸付	55,885	給付補てん備金	0
証書貸付	1,064,317	金融派生商品	3,080
当座貸越	43,881	債権取得差額金	1,221
外国為替	**1,261**	その他の負債	5,621
外国他店預け	1,261	**賞与引当金**	**1,636**
その他資産	**17,205**	**役員賞与引当金**	**1,086**
未決済為替貸	5,171	**役員退職慰労引当金**	**54**
前払費用	111	**支払承諾**	**2,091**
未収収益	3,676	**負債の部合計**	**1,582,699**
金融派生商品	975	（純資産の部）	
その他の資産	7,269	**資本金**	**21,000**
有形固定資産	**11,085**	**資本剰余金**	**19,000**
建物	3,542	資本準備金	19,000
土地	5,955	**利益剰余金**	**62,411**
建設仮勘定	0	利益準備金	2,000
その他の有形固定資産	1,586	その他利益剰余金	60,411
無形固定資産	**4,793**	繰越利益剰余金	60,411
ソフトウェア	2,641	**株主資本合計**	**102,411**
その他の無形固定資産	2,152	その他有価証券評価差額金	△98
繰延税金資産	**12,014**	繰延ヘッジ損益	△1,624
支払承諾見返	**2,091**	**評価・換算差額等合計**	**△1,723**
貸倒引当金	**△16,599**	**純資産の部合計**	**100,688**
資産の部合計	**1,683,388**	**負債及び純資産の部合計**	**1,683,388**

1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2．商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
3．有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4．デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5．有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　８年～50年
動産　２年～20年

6．無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。
7．社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。
8．外貨建資産及び負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9．他の金融機関より取得した貸出金に係る会計処理については、証書貸付及び割引手形等は、取得価額で貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額の差額である取得差額は、実質的な回収期間にわたり債権金額に比例して償却しております。当座貸越及び手形貸付等は債権金額で計上し、取得差額については負債に計上し、総額で実質的な回収期間にわたり定額償却しております。

なお、破綻懸念先債権及び実質破綻・破綻先債権については取得価額で計上し、取得差額の償却を実施しておりません。

10．貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び下記26．の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率等で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

また、当期の貸倒引当金繰入額は、償却原価法の適用により毎期収益に計上される取得差額に含まれていた信用リスク相当額として、損益計算書上、対応する収益勘定と直接相殺して表示しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は14,969百万円であります。

11. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。

12. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。

13. 役員退職慰労金は、従来、支給時に費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号）の改正に伴い、当期から、期末における要支給見込額を役員退職慰労引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は54百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益は同額減少しております。

14. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

15. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

16. 消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。

17. 取締役及び執行役との間の取引による取締役及び執行役に対する金銭債権総額　　－円

18. 取締役及び執行役との間の取引による取締役及び執行役に対する金銭債務総額　　－円

19. 関係会社の株式総額　　4,993百万円

20. 関係会社に対する金銭債権総額　　2,759百万円

21. 関係会社に対する金銭債務総額　　4,949百万円

22. 有形固定資産の減価償却累計額　　3,953百万円

23. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、備品、車輌及び事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

24. 貸出金のうち、破綻先債権額は633百万円、延滞債権額は19,482百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

25. 貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は２百万円であります。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

26．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は14,261百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
27．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は34,380百万円であります。
なお、24．から27．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
28．ローン・パーティシペーションで、平成７年６月１日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第３号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は、69百万円であります。
また、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、5,740百万円であります。
29．手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は862百万円であります。
30．担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券　　24,085百万円
担保資産に対応する債務
預金　　3,171百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保として有価証券等33,600百万円を差入れております。
また、その他の資産のうち保証金は2,254百万円であります。
31．社債には、劣後特約付社債15,500百万円が含まれております。
32．１株当たりの純資産額　　143,840円32銭
「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号平成14年９月25日）が平成18年１月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同適用指針を適用し、１株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ１株当たりの純資産額は2,321円12銭減少しております。
33．有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。以下36．まで同様であります。
売買目的有価証券

	貸借対照表計上額（百万円）	当期の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	6	△0

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（百万円）	貸借対照表計上額（百万円）	評価差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
株式	483	1,287	804	804	―
債券	187,203	186,569	△633	6	640
国債	166,316	165,710	△605	0	606
地方債	609	603	△5	0	5
社債	20,277	20,255	△22	6	28
その他	74,383	74,087	△337	322	660
合計	262,069	261,944	△166	1,134	1,300

「その他」の評価差額のうち複合金融商品としてその全体を時価評価し、評価差額を当期の損益に計上したものは除いております。なお、上記の評価差額から繰延税金資産67百万円を差し引いた額△98百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

34．当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
その他有価証券	35,945	707	73

35．時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	4,993
子会社・子法人等株式	4,993
その他有価証券	56,660
非上場株式	2,163
社債（事業債）	53,773
その他の証券	723

36．その他有価証券のうち満期があるものの期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	１年以内（百万円）	１年超５年以内（百万円）	５年超10年以内（百万円）	10年超（百万円）
債券	92,362	120,564	19,592	7,823
国債	84,958	65,086	7,842	7,823
地方債	4	499	100	―
社債	7,400	54,979	11,649	―
その他	4,616	29,907	27,696	―
合計	96,979	150,472	47,288	7,823

37．金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（百万円）	当期の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	3,624	△16

38．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、141,515百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取り消し可能なもの）が94,682百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

39．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	9,261百万円
繰延ヘッジ損失	1,114
賞与引当金	665
未払事業税	364
減価償却費	183
その他	451
繰延税金資産小計	12,040
繰延税金資産合計	12,040
繰延税金負債	
有価証券償還差益	25
繰延税金負債合計	25
繰延税金資産の純額	12,014百万円

40．「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第５号平成17年12月９日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第８号平成17年12月９日）が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年４月28日）により改正され、平成18年４月１日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等に区分のうえ、表示しております。

なお、当期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は102,313百万円であります。

(2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」および「当期未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。

(3) 純額で「繰延ヘッジ損失」として「その他資産」に計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

(4) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

① 「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」に区分表示し、「建設仮払金」は、「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。

② 「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の「その他の資産」として表示しております。

③ 「その他資産」中の「その他の資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

41. 「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第８号平成17年12月27日）および「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号平成17年12月27日）が会社法の施行日以後に付与されるストック・オプション、自社株式オプションおよび交付される自社の株式について適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準および適用指針を適用しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響はありません。

42. 「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成15年10月31日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号平成17年12月27日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号平成17年12月27日）が平成18年４月１日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から各会計基準および同適用指針を適用しております。

43. 当行は、平成14年３月期から同16年３月期までの法人所得税（法人税、住民税及び事業税）について東京国税局の調査を受け、かかる調査に基づき、主に営業譲受に係る買取債権の債権金額と実際の取得価額との差額の償却から生じる利益の認識額及び認識の時期の相違（東京国税局は、税務上利益認識すべき額が異なるか、又はより早期に認識すべきであったとする。）から更正処分を受け、平成17年６月29日に同通知書を受領しました。その処分内容は、３期分を合計して8,801百万円の追徴課税、および1,685百万円の加算税および延滞税の支払を求めるものとなっております。

当行は、更なる加算税および延滞税の負担を避けるべく、今回処分を受けた追徴課税、加算税および延滞税の全額の納付を済ませておりますが、当行としては、当該償却利益の取扱いは、会計および税務上適切なものであったと考えており、平成17年８月26日に国税不服審判所に対する審査請求を行っております。

第６期 （平成18年４月１日から 平成19年３月31日まで） 損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		73,726
資金運用収益	50,595	
貸出金利息	41,036	
有価証券利息配当金	6,106	
コールローン利息	637	
預け金利息	105	
金利スワップ受入利息	1,250	
その他の受入利息	1,460	
役務取引等収益	12,789	
受入為替手数料	2,410	
その他の役務収益	10,378	
その他業務収益	3,039	
外国為替売買益	64	
国債等債券売却益	95	
金融派生商品収益	1,668	
その他の業務収益	1,211	
その他経常収益	7,301	
株式等売却益	772	
金銭の信託運用益	170	
買取債権回収益	4,778	
その他の経常収益	1,580	
経常費用		52,008
資金調達費用	9,361	
預金利息	8,979	
譲渡性預金利息	2	
コールマネー利息	0	
債券貸借取引支払利息	0	
社債利息	378	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	7,792	
支払為替手数料	186	
その他の役務費用	7,605	
その他業務費用	309	
商品有価証券売買損	0	
国債等債券売却損	73	
社債発行費償却	235	
その他の業務費用	0	
営業経費	31,014	
その他経常費用	3,530	
貸出金償却	3,215	
金銭の信託運用損	16	
その他の経常費用	298	
経常利益		21,717

（単位：百万円）

科目	金	額
特別利益		**4,878**
固定資産処分益	121	
貸倒引当金戻入益	3,472	
償却債権取立益	1,284	
特別損失		**101**
固定資産処分損	78	
減損損失	7	
その他の特別損失	15	
税引前当期純利益		**26,494**
法人税、住民税及び事業税		**9,926**
法人税等調整額		**971**
当期純利益		**15,595**

1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2．関係会社との取引による収益
　資金運用取引に係る収益総額　144百万円
　役務取引等に係る収益総額　3百万円
　その他業務・その他経常取引に係る収益総額　29百万円
　その他の取引に係る収益総額　－百万円
　関係会社との取引による費用
　資金調達取引に係る費用総額　1百万円
　役務取引等に係る費用総額　4,316百万円
　その他業務・その他経常取引に係る費用総額　－百万円
　その他の取引に係る費用総額　1,174百万円
3．１株当たり当期純利益金額　22,279円33銭
4．従来は損益計算書の末尾において当期未処分利益の計算を表示しておりましたが、当期より株主資本等変動計算書を作成し、資本金、準備金及び剰余金の状況を表示しております。なお、これにともない、利益処分計算書は当期より作成しておりません。

（関連当事者との取引に関する注記）
1．親会社及び法人主要株主等
　該当ありません。
2．子会社及び関連会社等

（単位：百万円）

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注4）	科目	期末残高
子会社	株式会社TSBキャピタル	所有直接 100%	役員の兼任	業務委託（注1）	243	役務取引等費用	－
				貸付金に対する被保証（注2）	4,073	役務取引等費用	－
					－	その他負債	941
子会社	TSB債権管理回収株式会社	所有直接 100%	役員の兼任	業務委託（注3）	1,174	営業経費	－
					－	その他負債	103

注1　当行の融資業務に係る業務の一部を委託しております。取引条件は、かかる委託業務に要する費用等を勘案し、かつ第三者との取引においても合理的と考えられる水準で決定しております。
　2　当行の消費者向け融資に対して、株式会社TSBキャピタルが債務保証を行っております。保証料率は、保証対象である融資の信用状況等を勘案し、かつ第三者との取引においても合理的と考えられる水準で決定しております。なお、期末における被保証債権の残高は119,725百万円であります。
　3　当行の融資業務に係る業務の一部を委託しております。取引条件は、かかる委託業務に要する費用等を勘案し、かつ第三者との取引においても合理的と考えられる水準で決定しております。
　4　取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
3．兄弟会社等
　該当ありません。
4．役員及び個人主要株主等
　該当ありません。

第６期（平成18年４月１日から 平成19年３月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
前事業年度末残高	21,000	19,000	19,000	2,000	48,316	50,316	90,316
当事業年度変動額							
剰余金の配当	－	－	－	－	△3,500	△3,500	△3,500
当期純利益	－	－	－	－	15,595	15,595	15,595
株主資本以外の項目の当事業年度変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－
当事業年度変動額合計	－	－	－	－	12,095	12,095	12,095
当事業年度末残高	21,000	19,000	19,000	2,000	60,411	62,411	102,411

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
前事業年度末残高	△427	－	△427	89,888
当事業年度変動額				
剰余金の配当	－	－	－	△3,500
当期純利益	－	－	－	15,595
株主資本以外の項目の当事業年度変動額（純額）	329	△1,624	△1,295	△1,295
当事業年度変動額合計	329	△1,624	△1,295	10,799
当事業年度末残高	△98	△1,624	△1,723	100,688

1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．当行の自己株式の種類および株式総数は、次のとおりであります。

（単位：千株）

	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘　要
自　己　株　式	－	－	－	－	
普　通　株　式	－	－	－	－	
種　類　株　式	－	－	－	－	
合　　計	－	－	－	－	

3．「株主資本等変動計算書に関する会計基準」（企業会計基準第６号平成17年12月27日）および「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第９号平成17年12月27日）が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準および適用指針を適用し、株主資本等変動計算書を作成しております。

剰余金処分

当行は、銀行業としての公共性に鑑み、経営の健全性維持の観点から、経営体質の強化、内部留保の充実に努め、安定的な配当を実施していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記の基本方針を踏まえ、株主各位に対する利益還元の観点から、次のとおりとさせていただきました。

１．配当財産の種類
　　金銭
２．配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当行普通株式１株当たり金5,000円　　総額3,500,000,000円
３．剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成19年６月11日

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年5月23日

株式会社東京スター銀行

取締役会　御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　内田満雄 ㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　志村さやか ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社東京スター銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京スター銀行及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年5月23日

株式会社東京スター銀行
　取締役会　御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　内田満雄　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　志村さやか　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社東京スター銀行の平成18年４月１日から平成19年３月31日までの第６期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査委員会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第6期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第１号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について監視及び検証し、かつ、監査委員会が定めた監査委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連係の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、執行役(および主要な使用人等)の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載することとされている各表の注記事項を含む）及びそれらの附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表に記載することとされている各表の注記事項を含む）につき検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年５月23日

株式会社東京スター銀行　監査委員会

監査委員　辻　　康　義　㊞

監査委員　田　近　耕　次　㊞

監査委員　志　田　至　朗　㊞

(注) 監査委員辻康義、田近耕次及び志田至朗は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議　　案　取締役９名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（11名）が任期満了となります。つきましては、取締役９名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当行における地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当行株式の数
1	タッド・バッジ (昭和34年12月29日生)	平成11年11月　ゼネラル・エレクトリック・キャピタルグローバル・ファイナンス・ジャパン　エグゼクティブ・オペレーティング・オフィサー 平成14年３月　当行入行 取締役兼オペレーション本部長 平成14年６月　代表取締役専務兼オペレーション本部長 平成15年１月　代表取締役副頭取 平成15年６月　取締役兼代表執行役頭取最高経営責任者（CEO） （現在に至る）	3,009株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当行における地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当行株式の数
2	ロバート・エム・ベラーディ (昭和29年７月18日生)	平成11年４月　シティバンク、エヌ・エイ グローバル・コンシューマー・バンク　ヴァイス・プレジデント兼ヴァーチャル・バンキング・ヘッド 平成11年７月　日興ビーンズ㈱　取締役 平成13年６月　当行入行 取締役兼企画本部長 平成14年３月　取締役兼個人金融本部長 平成14年６月　代表取締役専務兼個人金融本部長兼法人金融本部長 平成15年６月　代表執行役専務リテール金融本部長（代表執行役） 平成15年８月　取締役兼専務執行役（代表執行役） 平成16年９月　取締役兼代表執行役 平成17年４月　取締役兼代表執行役最高マーケティング責任者（CMO）兼リテールバンキングビジネスリーダー 平成17年７月　取締役兼代表執行役最高マーケティング責任者（CMO）兼リテールバンキングビジネスリーダー兼ブランドディベロップメントグループリーダー 平成18年１月　取締役兼代表執行役最高マーケティング責任者（CMO）兼リテールバンキングビジネスリーダー 平成19年４月　取締役兼代表執行役最高マーケティング責任者（CMO）兼ストラテジープランニンググループ担当（現在に至る）	5,015株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当行における地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当行株式の数
3	入江　優 (昭和27年3月4日生)	平成12年10月　㈱住友銀行　検査部検査役 平成13年６月　当行入行 取締役兼最高財務責任者 平成14年６月　常務取締役兼最高財務責任者（CFO） 平成15年６月　取締役兼専務執行役 最高財務責任者（CFO）（代表執行役） 平成16年６月　取締役兼専務執行役兼最高経営管理責任者（CAO）（代表執行役） 平成16年９月　取締役兼代表執行役最高経営管理責任者（CAO）兼コーポレートアドミニストレーショングループリーダー 平成19年４月　取締役兼代表執行役最高経営管理責任者（CAO）兼コーポレートアドミニストレーショングループ担当 （現在に至る）	0株(注４)
4	寺澤芳男 (昭和６年10月３日生)	昭和60年12月　野村證券㈱　副社長 昭和63年７月　国際機関MIGA　初代長官 平成６年４月　経済企画庁長官 平成10年７月　青山監査法人／プライスウォーターハウス　顧問 平成11年７月　ローン・スター・ジャパン会長 平成13年６月　当行入行 代表取締役会長 平成14年10月　取締役相談役 平成15年６月　取締役（報酬委員会委員） （現在に至る）	0株(注４)

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当行における地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当行株式の数
5	エリス・ショート (昭和35年10月６日生)	平成13年７月　ローン・スター・グローバル・アクイジッションズ・リミテッド　プレジデント（現在に至る） 平成14年10月　当行取締役 平成15年６月　取締役（報酬委員会委員長、指名委員会委員）（現在に至る） 平成15年11月　ローン・スター・キャピタル・インベストメンツ・エス・エーアール・エル　マネージャー（現在に至る） 【他の法人等の代表状況】 ローン・スター・グローバル・アクイジッションズ・リミテッド　プレジデント ローン・スター・キャピタル・インベストメンツ・エス・エーアール・エル　マネージャー	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当行における地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当行株式の数
6	ジャン・クロード・スクレア (昭和21年８月25日生)	平成７年３月　ケス・デ・デポ・エ・プラスマン・ドュ・ケベック（CDP）　代表取締役会長兼最高経営責任者 平成14年９月　ジェーシーエス・ストラテジーズ・インク　プレジデント （現在に至る） 平成14年11月　当行取締役 平成15年６月　取締役（指名委員会委員長、報酬委員会委員） （現在に至る） 平成17年９月　トライアングル・グロウス・キャピタル・ワン・インク　チェアマン　アンドディレクター （現在に至る） 【他の法人等の代表状況】 ジェーシーエス・ストラテジーズ・インク　プレジデント トライアングル・グロウス・キャピタル・ワン・インク　チェアマン　アンドディレクター	0株(注４)

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当行における地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当行株式の数
7	辻　康義 (昭和23年４月８日生)	平成７年12月　㈱日本長期信用銀行　公共法人部長 平成10年10月　ローン・スター・ジャパン・アクイジッションズ・エルエルシー　エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント 平成12年４月　スターファイナンス㈱　社長 平成13年６月　当行常勤監査役 平成15年６月　取締役（監査委員会委員長） （現在に至る）	0株
8	田近耕次 (昭和11年１月７日生)	平成９年６月　監査法人トーマツ　会長 平成11年６月　デロイトトウシュトーマツ会長 平成13年６月　当行監査役 平成15年６月　取締役（監査委員会委員） （現在に至る）	0株
9	志田至朗 (昭和32年３月17日生)	昭和58年４月　東京地方検察庁検事 平成７年４月　弁護士登録 平成13年６月　当行監査役 平成15年６月　取締役（監査委員会委員） （現在に至る）	0株

（注）１．各候補者と当行の間には特別の利害関係はありません。

２．取締役候補者　エリス・ショート、ジャン・クロード・スクレア、辻康義、田近耕次、志田至朗の各氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号の社外取締役候補者であります。

３．社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者の選任理由について

① エリス・ショート氏につきましては、外国企業における経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

② ジャン・クロード・スクレア氏につきましては、外国企業における経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

③ 辻康義氏につきましては、長年の㈱日本長期信用銀行（現㈱新生銀行）での銀行実務の豊富な経験と幅広い見識を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

④ 田近耕次氏につきましては、公認会計士としての専門的見地を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、上場企業の会計監査の経験が豊富であり、また監査法人トーマツにおいて代表社員等を務めるなど幅広い見識を持っており、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断します。

⑤ 志田至朗氏につきましては、弁護士としての専門的見地を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、独占禁止法を専門とし、また最近の金融関連分野も含めて幅広い領域の問題を取り扱っており、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断します。

(2) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数につきましては、『第６期定時株主総会招集ご通知』の事業報告（14頁）をご参照下さい。

(3) 社外取締役との責任限定契約について
社外取締役候補者の各氏は、現在、当行の社外取締役であり、当行は各氏との間で会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。社外取締役候補者の各氏の再任が承認された場合、当行は各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

４．取締役候補者　入江優、寺澤芳男、ジャン・クロード・スクレアの各氏は、その保有する当行の株式をティーエスビー・マネジャー・エル・エル・シーに対して信託しております。その明細は次のとおりです。

氏名又は名称	所有株式数（株）
入　江　優	627株
寺　澤　芳　男	315株
ジャン・クロード・スクレア	315株

以　上

インターネットでの議決権行使について

１　インターネットによる議決権行使に際して、ご了承いただく事項

議決権をインターネットにより行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申しあげます。

１）インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト（下記ＵＲＬをご参照ください）をご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。インターネットにより、議決権を行使される場合は、招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要となります。

２）今回ご案内する議決権行使コードおよびパスワードは、本総会に関してのみ有効です。次の総会の際には、新たに議決権行使コードおよびパスワードを発行いたします。

３）書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使としてお取扱いいたします。

４）インターネットで複数回数、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。

５）インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

２　インターネットによる議決権行使の具体的方法

１）http://www.it-soukai.com/またはhttps://daiko.mizuho-tb.co.jp/にアクセスしてください。

行使期間中の午前３時～午前５時は上記ＵＲＬにアクセスすることができません。

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して「ＱＲコード」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることが可能です。なお、操作方法の詳細はお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

2）議決権行使コードおよびパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。
議決権行使コードおよびパスワードは、招集ご通知同封の議決権行使書用紙右上に記載しております。
3）画面の案内に従い、議決権を行使してください。

3　ご利用環境

1）パソコンをご利用の場合

◎パソコン	Windows®機種、Macintosh機種 （ＰＤＡ、ゲーム機には対応しておりません。）
◎ブラウザ	Microsoft® InternetExplorer5.5以上、 NetscapeCommunicator4.7以上
◎インターネット環境	プロバイダーとの契約などインターネットが利用できる環境
◎画面解像度	1024×768以上をご推奨いたします。

2）携帯電話をご利用の場合

◎携帯電話	128bitSSL通信（暗号化）が可能な機種であること。「iモード」、「EZweb」、「Yahoo！ケータイ」のいずれかのサービスが利用できること。（一部ご利用いただけない機種がございます。）

＊Microsoft®、Windows®は、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標または商標です。
＊Macintoshは、Apple Inc.の商標です。
＊Netscapeは米国およびその他の国におけるNetscape Communications Corporation社の登録商標です。
NetscapeCommunicatorもまた、Netscape Communications Corporation社の商標であり、一部の国では登録商標となっている場合があります。
＊「iモード」は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの登録商標です。
＊「EZweb」は、KDDI株式会社の登録商標です。
＊「Yahoo！」は米国Yahoo!Inc.の登録商標または商標です。
＊「QRコード®」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

4　セキュリティーについて

行使された情報が改竄・盗聴されないよう暗号化（SSL128bit）技術を使用しておりますので、安心してご利用いただけます。

また議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードとパスワードは、株主さまご本人を認証する重要なものです。他人に絶対知られないようご注意ください。当行より株主さまのパスワードをお問い合わせすることはございません。

5　お問い合わせ先について

1）議決権電子行使に関するパソコン、携帯電話等の操作方法等に関する専用お問い合わせ先

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル

電話　0120－76－8524（フリーダイヤル）

（受付時間　9：00～21：00　土日休日を除く）

2）上記1）以外の住所変更等に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行　証券代行部

電話　0120－288－324（フリーダイヤル）

（受付時間　9：00～17：00　土日休日を除く）

以　上

メ　　モ

株主総会　会場ご案内図

会　場　東京都港区赤坂一丁目12番33号
ＡＮＡインターコンチネンタルホテル東京地下１階「プロミネンス」

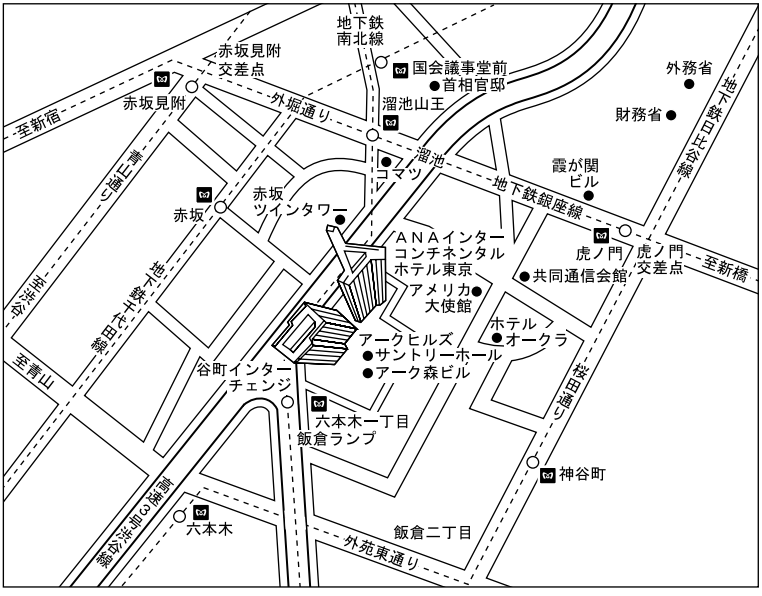

最寄駅　東京メトロ　銀座線・南北線　「溜池山王駅」13番出口より徒歩１分（溜池山王駅より徒歩６分）
南北線　「六本木一丁目駅」３番出口より徒歩２分
千代田線　「赤坂駅」５番出口より徒歩10分
千代田線・丸ノ内線　「国会議事堂前駅」直結している溜池山王駅13番出口をご利用下さい。（国会議事堂前駅より徒歩13分）
日比谷線　「神谷町駅」４番Ｂ出口より徒歩10分